

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和三年四月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年七月二十一日奈良県指令高土第三二―二号

令和三年二月十日奈良県指令高土第三二―二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年三月二十三日高土第九八七号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年三月二十三日高土第四一六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市逢坂一丁目三八四番一、三八四番二、三八四番三、三八四番四、三八四番五及び三八四番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市見沼区大和田町二丁目一五九三番地六

田中雅英

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市逢坂一丁目三八四番四

下水道 香芝市逢坂一丁目三八四番四の一部

一 許可番号

令和二年十二月十四日奈良県指令高土第三二―一九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年三月二十五日高土第九八八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市磯壁六丁目三〇八番の一部、三〇九番一及び三一一番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市磯壁五丁目一二番二九号

福山博